

— 声明 —

## 今必要なのは、開門協議の開始

### — 国の環境アセス先行論を批判する —

2008年7月14日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

よみがえれ！有明訴訟において、6月27日、佐賀地裁は、有明海漁民の深刻な漁業被害救済のため、国に諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門を命じる判決を言い渡した。

判決以来、漁民達は、連日上京して、自殺や廃業が相次いでいる、不漁のため仲間がノイローゼになっている、生活苦にあえいでいる、もはや一刻の猶予もない、と農水省前で必死に訴え続けた。ところが、国は、漁民達の声をあざ笑うかのように、7月10日、控訴した。

同時に国は、「開門調査のための環境アセスメントを行い、開門調査を含め今後の方策について、関係者の同意を得ながら検討を進めていきたいと考えております。」などと、控訴にともなう農水大臣談話を発表した。

これに対し、当弁護団は、即日、国の環境アセス先行論は、実効性のないリップサービスにすぎず、開門を永久に先送りするための使い古されたテクニックであることを明らかにした。

第1に、農水省には、開門調査実施の方向性が出されているにもかかわらず、賛否両論があることを口実に、客観性を装った「調査・検討」を行い、結局、中・長期開門調査をサボタージュした「前科」がある。

農水省がみずから設置したノリ第三者委員会が2001年12月に中・長期開門調査を含む提言を行った後、必要な論点整理を行うと称して屋上屋を重ねるように農水省OBで固めた中・長期開門調査検討会議なるものを立ち上げ、結局、その結論を踏まえたかたちで、2004年5月に農水大臣が中・長期開門調査を実施しないと発表するに至った経緯がそれである。

第2に、その中・長期開門調査検討会議の「成果」を含め、農水省は、開門による環境影響に関する調査・検討の結果として、これまで水門の安全性や防災への悪影響、塩害の発生などを主張して、開門を拒んできた。これに対し、漁民側は、裁判の場でも、国会議員の勉強会の場でも、これをすべて批判してきた。すでに開門調査の環境アセスをめぐる論点は出尽くしている。開門調査の環境アセスは、農水省はすでに実施したという前提で、われわれに対応してきたのではなかったか。そして、その論争の内容をも踏まえて、佐賀地裁は国に開門を命じた。こうした経緯からすると、いまさら、農水省が主体となって行う開門調査の環境アセスを先行させ、その後に農水大臣が最終判断を

行うと言われても、漁民側が、強い不信感を抱くのは当然であろう。

開門をめぐる裁判内外の議論の到達点と待ったなしの有明海漁民の窮状からすると、今必要なことは、開門を前提とした協議をただちに開始することである。

その際、重要なことは、第1に、農水省のみが最終判断の権限を有するのではないことを明確にすることである。

現在の開門論議は漁民を原告とする訴訟の結果であるから、協議に際しては、裁判の当事者となっている漁民が対等の立場におかれるべきは当然である。裁判所のイニシアチブが期待されることも論を待たないところである。

省庁の関係からいっても、環境省が重要な役割を果たすのはもとより、事業が終了して調整池が1級河川である本明川の一部に指定され、潮受堤防や排水門が河川管理施設となった今では、国交省も開門の当事者である。

こうした協議は、裁判所の内外で行われ、それらはすべて国民の前にガラス張りにされて、国民世論の動向をみながら行われなければならない。開門は、国営の大規模公共事業の事実上の見直しであるし、また、それ自体、一定の国費の投入を必要とするからである。

第2に、農水省は協議の前提として、調整池に代わる農業用水の別水源に関する資料を早急に提示すべきである。

繰り返し明らかにしてきたように、漁民側は、干拓農地で営農する41の農業経営体を犠牲にして開門すべしと主張しているのではない。毒性のあるアオコが異常発生し、農業用水として利用するための環境基準を達成する見込みのない調整池ではなく、農業用水の別水源を確保することが、干拓農地の営農にとっても得策であることを明らかにし、漁業と農業の両立のための開門を主張してきた。農業用水の別水源については、具体例を示して、農水省に検討結果を資料として提出し、広く国民の前に明らかにするよう求めてきた。これに対し、農水省は、開門しない、調整池は農業用水として問題ない、という自説に固執して、一貫して、別水源の検討を拒んできた。

農水省が開門を真摯に検討するというのであれば、農業用水別水源の検討は不可避である。

わたしたちは、本日長崎地裁において審理が始まった小長井・大浦訴訟や佐賀地裁6.27判決の控訴審をはじめ、裁判の内外で、漁業と農業が両立する開門を1日でも早く実現することに全力を傾注したいと思う。

農水省が、面子にばかりこだわるのではなく、佐賀地裁判決後、まさに燎原の火のごとく広がった開門を求める国民世論に真摯に耳を傾け、漁民と国民が納得する対応をされるよう、期待してやまないところである。

以 上